第8回自殺総合対策の推進に関する有識者会議

令和4年2月24日(木) 厚生労働省子ども家庭局母子保健課

子育て世代包括支援センターによる包括的な支援体制の構築

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、健診等の「母子保健サービス」 と地域子育て支援拠点等の 「子育て支援サービス
- を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(法律上は「母子健康包括支援センター」)※H29.4.1施行
 - 実施市町村数:1,603市区町村、2,451か所(R3.4.1現在)

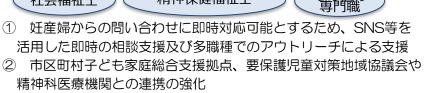


保健師 助産師 看護師 妊産婦等の支援に必要な実情の把握 妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助

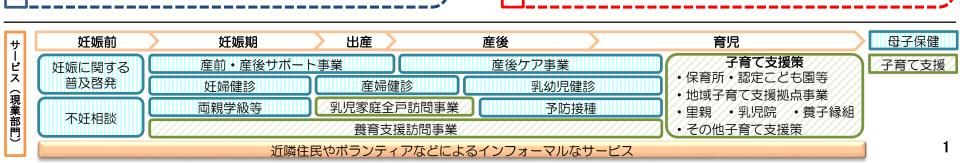
- 言•保健指導
- 支援プランの策定

(必須)

保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整



嘱託医師との連携によるケース対応等の実施



子育て世代包括支援センター

【平成27年度創設】

目的

○ 主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療 又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持 及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築す ることを目的とする。 ※平成29年度より法定化(法律上は「母子健康包括支援センター」)

内容

◆ 実施主体

市町村

◆ 対象者

主として、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者

◆ 内 容

- (1) 好産婦及び乳幼児等の実情の把握
- (2) 妊娠・出産・子育でに関する各種相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導の実施
- (3) 支援プランの策定
- (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

◆ 職員配置

- (1)保健師、助産師、看護師及びソーシャルワーカーを1名以上
- (2) 困難事例へ対応するため、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職を1名以上(R7までは配置しないことも可)(R3~)
- (3) 利用者支援専門員を1名以上(地域の実情等により配置しないことも可)
- (4)補助者(任意)

予算補助等

- ◆ 活用可能な予算(R4年度予算案) 子ども・子育て支援交付金(内閣府)及び重層的支援 体制整備事業なける(原生労働係) 1,800億円の内数
- 体制整備事業交付金(厚生労働省)1,800億円の内数 (R3年度予算:1,691億円の内数)
- ◆ 補助率 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6
- ◆ 補助単価案 (利用者支援事業母子保健型の場合) 1か所あたり年額 4,497千円~14,209千円

設置状況 3000 (か所、市町村) 2,451 2000 ⇒ 設置自治体数 1000 714 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 (年度) ※ 各年度4月1日現在(母子保健課調べ) ※ 平成27年度は利用者支援事業母子保健型による補助金を活用している自治体数

妊婦訪問支援事業【新規】

令和3年度補正予算額:602億円の内数(子育て支援対策臨時特例交付金)

目的

○ 妊婦届の提出時に妊婦の状態等を確認し、若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することによりハイリスク妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする。

内容

◆ 対象者

妊婦健診未受診の妊婦その他継続的な状況把握が必要な妊婦

◆ 内 容

若年、経済的不安、生育歴、パートナー、家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状態を把握するとともに健診の受診を促す。

なお、支援が必要な状態にあるにも関わらず、行政機関の関与を良く思わない妊婦も多いことから、育児用品等の配付を契機として家庭の状況を把握するとともに必要な支援に繋げる。

実施主体·補助率等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆補助率: 国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案:1回あたり 9,080円

民間委託する場合 年額564,000円

産婦健康診査事業

R 4予算案: 18.3億円(18.3億円)

【平成29年度創設】

目的

○ 産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等)の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。

内容

- ◆ 対象者
 - 産後2週間、産後1か月など出産後まもない時期の産婦
- ◆ 内 容

地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。



妊娠



出産

乳児



幼児

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

母子健康手帳の交付妊娠の届出・

妊婦健診(14回)

※地方交付税措置

産婦健診

支援が必要な産婦の把握

2回分を助成

乳幼児健診(3~4か月 児健診など)

※市町村が必要に応じ実施

Ж

3歳児健診

×

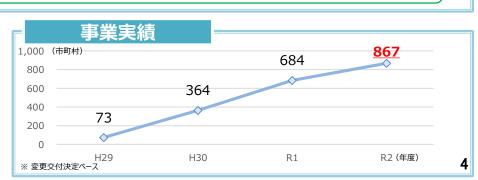
産後ケア事業(産婦婦の心身の不調や産後うつ等を防ぐため、母子への心身のケアや育児サポート等の実施

実施主体·補助率等

◆ 実施主体 : 市町村

◆補助率:国1/2、市町村1/2

◆ 補助単価案: 1件あたり 5,000円



産後ケア事業(妊娠・出産包括支援事業の一部) 【拡充】

R 4 予算案: 44.4億円(41.5億円)

【平成26年度創設】

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、 少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。子 育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱いている奸産婦等への対応の強化に対する受け皿としても 活用する。
 - ※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律(令和元年法律第69号)により、市町村の努力義務として規定され た(令和3年4月1日施行)
 - ※ 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)において、2024年度末までの全国展開を目指すとされている。

内容

◆ 対象者

産後に心身の不調又は育児不安等がある者、その他特に支援が必要と認められる者

◆内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)

◆ 実施方法·実施場所等

- (1)「宿泊型」 ・・・病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2)「デイサービス型 |・・・ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3)「アウトリーチ型」・・・・実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、2 4時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体·補助率等

- ◆ 実施主体 :市町村
- ◆補助率 :国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案
- - (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,696,000円【拡充】 1施設あたり月額 2,474,600円【拡充】 (2)宿泊型
 - (3) 住民税非課税世帯に対する利用料減免【新規】

 - 1回(泊)あたり 5,000円
 - (4) 24時間365日受入体制整備加算【新規】
 - 1施設あたり年額 2,635,300円
- ※(1)及び(2)の補助単価は6か所を上限とする。(委託先の数を制限するものではない)

実施自治体 1500 (市町村) 1,158 941 1000 658 392 500 179 61 29 (年度) ※ 変更交付決定47分 H28 R2 H27 H29 H30 R1

性と健康の相談センター事業【新規】※ 現行の「女性健康支援センター事業」や

R 4 予算案: 9.2億円

目的

成育基本方針(令和3年2月9日閣議決定)に基づき、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、プレコンセプション ケア(女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組)の実施など、需要に的確に対応した切れ目のない支援を行う事を目的 とする。

内容

◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者(不妊相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む)

◆ 内 容

- (1) 不奸に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への健康状況に的確に応じた健康・不妊・将来の妊娠出 産に関する相談指導
- (2) 妊娠・出産に係る正しい知識等に関する親世代向け等の講演会の開催
- (3) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (4) 不妊治療、妊娠・出産、女性の健康に関する医学的・科学的知見の普及啓発
- (5) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (6) 特定妊婦等に対する産科受診等支援
- (7) 若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- (8) 出生前遺伝学的検査(NIPT)を受けた妊婦等への相談支援体制の整備
- (9) 学校で児童・牛徒向けに件・牛殖に関する教育等を実施する医師や助産師等への支援
- (10) 思春期の児童等に対する産科受診等支援

実施主体·補助率等

◆ 実施主体:都道府県・指定都市・中核市

◆ 補 助 率 : 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

◆ 補助単価:月額829,750円 + 取組に応じた加算

若年妊婦等支援強化加算(性と健康の相談センター事業の一部)

R 4 予算案: 性と健康の相談センター事業 9.2億円の内数 【令和2年度創設】

目的

- 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用し た相談支援等を行う。
- 若年妊婦等への支援に積極的で、機動力のあるNPOに、アウトリーチや若年妊婦等支援の業務の一部及び全てを委託するなどにより、地域の 実情に応じた若年妊婦等への支援を行う。

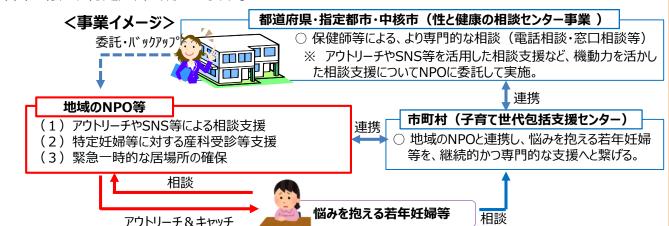
内容

◆ 対象者

10代等若年で妊娠に悩んでいる者や、若年に限らず特定妊婦と疑われる者等

◆ 内 容

- (1) 相談支援等
 - ① 窓口相談
 - ② アウトリーチによる相談
 - ③ コーディネート業務
 - ④ SNS等を活用した相談
 - (2) 産科受診等支援
 - (3)緊急一時的な居場所確保



実施主体等

◆ 実施主体:都道府県·指定都市·中核市

◆ 補 助 率 : 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

- ◆ 実施自治体数:10自治体
 - · 直営5自治体

(宮城県、神奈川県、三重県、京都府、奈良県)

委託5自治体 (埼玉県、千葉県、富山県、石川県、兵庫県)

※ 令和2年度変更交付決定ベース

補助単価

- ◆ 補助単価案
 - ① 直 営 運営費

SNS等による相談支援 年額10,888,000円 一時的な居場所確保 1泊あたり 16,100円

月額

②委 託 基本分 月額 367,100円

夜間休日対応加算 月額 54,800円 SNS等による相談支援 年額10,888,000円

一時的な居場所確保 1泊あたり 16,100円

172,300円

子どもの心の診療ネットワーク事業

R 4 予算案:1.2億円(1.2億円)

【平成20年度創設】

目的

○ 様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時の子どもの心の支援体制を構築することを目的とする。

内容

- (1)子どもの心の診療支援(連携)事業 様々な子どもの心の問題、被虐待児や発達障害の症例に対する医学的支援、関係機関への専門家の派遣等を実施。
- (2)子どもの心の診療関係者研修・育成事業 医師、関係専門職の実地研修等、子どもの心の診療に専門的に携わる医師及び関係専門職の育成、地域の医療 機関職員、保健福祉機関職員に対する講習会を実施。
- (3) 普及啓発・情報提供事業 子どもの心の診療等に関する普及啓発・情報提供を実施。



実施主体·補助率等

◆ 実施主体 :都道府県、指定都市

◆ 補 助 率 : 国 1 / 2、都道府県·指定都市 1 / 2

◆ 補助単価案:月額 1,458,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数:21自治体(19自治体)
- ※ 岩手県、千葉県、東京都、石川県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、沖縄県、札幌市
- ※ 令和2年度変更交付決定ベース 括弧は令和元年度変更交付決定ベース